

法務省管警第46号

平成30年3月5日

入国者収容所長 殿  
地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅樹  
(公印省略)

被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について（指示）

標記については、これまでも適切な対応に努めるよう指示してきたところですが、平成29年3月に発生した被収容者の死亡事案を踏まえ、下記について、改めて部下職員に周知するとともに、その再発防止に向けての指導を徹底するよう願います。

記

1 被収容者の健康状態の把握について

(1) 入所後速やかな医師による健康診断の実施

本年2月27日付け法務省管警第41号「健康状態に関する質問書の改正について（通知）」に基づく質問書を使用して健康状態を確認し、喫煙歴・飲酒歴があつて高血圧と認められる新規入所者、本人又は家族に心疾患（心筋梗塞等）・脳疾患（脳梗塞等）の既往歴がある新規入所者、過去の刑罰歴等に鑑み、規制薬物（麻薬等）の使用歴がある新規入所者、移収元の地方入国管理官署又は刑事収容施設等から治療・投薬の引継ぎがあつた新規入所者などについては、数日中に出国が予定されている場合を除き、入所後速やかに、医師による健康診断を受けさせ、さらに、同医師の判断に基づいて外部医療機関において必要な診療及び検査を受けさせること。

(2) 救急常備薬の使用について

被収容者に救急常備薬を使用させる際は、医師の処方薬との併用禁止の有無等を確認の上、被収容者に対し用法・用量を説明した上で使用させること。

特に内服薬の場合は、定められた服用可能期間を超えて服用させることのないよう、一定期間服用しても症状が改善されない場合は、医師、看護師又は薬剤師（以下「医師等」という。）に助言を求めること。

(3) 庁内診療及び外部診療について

被収容者から体調不良の訴えがあった場合は、その内容を十分に聴取するとともに、体温測定や血圧測定により身体状況を的確に把握した上、診察の要否について医師等の判断を仰ぐ又は速やかに医師の診察を受けさせるなど病状に応じた適切な措置を講じること。

時間帯により看守責任者等が当該被収容者への対応を判断せざるを得ない場合は、体温測定等の結果に異状が見られなくとも、安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちょすることなく救急車の出動を要請すること。

## 2 被収容者の動静把握の徹底

体調不良を訴えた被収容者を容態観察のために単独室や休養室に収容した場合は、定期的な動しようやモニター監視のほか、必要に応じて声掛けをして反応の有無等を確認し、動静把握を的確に行うこと。

また、被収容者の細かな動作・様子を詳細に看守勤務日誌等に記録するとともに、職員間での報告・連絡・相談を徹底し、被収容者の容態に変化が認められた場合は、上記1（3）のとおり、迅速かつ適切に対応すること。